

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の導入が図られることにより温室効果ガス排出量削減等につながり、地球温暖化対策に貢献し、不特定多数の市民の福祉の向上に寄与している
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の導入に対し設備投資の負担軽減を図ることで、一層の導入促進が図られ、地球温暖化対策に貢献するため、補助金は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の導入により、CO2の排出抑制が図られ、地球にやさしい環境づくりに効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人または事業者の意思による設備投資に対する補助であり、個人の資産に直接行政が設備投資を行うことは適当でない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要綱に明記されており、妥当性を欠く水準とはなっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	一人（一事業者）につき補助上限額、支給回数などを設定しており、半永続的・固定的なものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内事業者により施工することが交付要件となっているため、市内企業の所得向上及び地域経済の活性化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の導入促進には、設備投資の負担軽減が効果的であることから、事業者への補助金交付が最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要綱に明記されており、妥当性を欠くものとはなっていない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の導入を図り経済の浮揚、地域の活性化、また温室効果ガス排出量削減等を行い、地球温暖化対策に寄与するためにも本補助金は必要である。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

○薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱

平成23年3月28日

告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、地球にやさしい環境整備事業補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の再生可能エネルギー利用を促進し、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、及び温室効果ガスの排出量を低減させ、並びに市民の環境保全意識の向上と地球にやさしい環境の整備を図り、もって地球温暖化防止及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象設備等)

第3条 補助の対象となる設備等(以下「補助対象設備等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電設備であって、電力会社と電灯契約を締結し、当該発電による電気が、設備が設置されている住宅において消費され、低圧配電線と逆流ありで連系するものであり、太陽電池の最大出力(発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。))の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)とパワーコンディショナーで出力する値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満で、起動及び停止等に関して全自動運転が行われ、一定の品質・性能が一定期間確保されており、未使用品であるもの。ただし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。以下「ZEH」という。)に係る国の支援事業(以下「ZEH支援事業」という。)における補助事業者として採択された事業者(以下「ZEH国採択事業者」という。)が実施するZEH支援事業補助金(以下「ZEH国補助金」という。)に該当する住宅に設置する太陽光発電設備は除く。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁において「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(以下「エコカー国補助金」という。)」に係る補助事業者として採択された事業者(以下「エコカー国採択事業者」という。)が実施する当該購入補助事業の対象車両中、プラグインハイブリッド自動車又はリチウムイオン電池によって駆動する電動機を原動機とする電気自動車(以下「エコカー」という。)であって、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車に該当するもの(乗車定員が4人以上である初年度登録した車両に限る。)
- (3) 電動アシスト自転車であって、薩摩川内市内の店舗で購入された道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に規定する自転車で、財団法人日本交通管理技術協会が型式認定した駆動補助機付自転車用TSマークが貼付されたもの
- (4) 家庭用燃料電池システムであって、経済産業省資源エネルギー庁において「民生用燃料電池導入支援補助金」(以下「燃料電池国補助金」という。)に係る補助事業者として採択された事業者(以下「燃料電池国採択事業者」という。)が実施する当該補助事業の対象となっているもの
- (5) 電気自動車等充電設備であって、経済産業省資源エネルギー庁において「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」(以下「充電設備国補助金」という。)に係る補助事業者として採択された事業者(以下「充電設備国採択事業者」という。)が実施する当該補助事業の対象となっているもの
- (6) 蓄電システムであって、公称最大蓄電容量が1キロワットアワー以上のものであり、かつ、蓄電池部、インバータ、コンバータ及びパワーコンディショナー等の電力変換装置が一体的に構成されているものであって、未使用のもの。ただし、ZEH国採択事業者が実施するZEH国補助金に該当する住宅に設置する蓄電システムは除く。
- (7) 搭載された電池によって駆動される定格出力が0.25キロワットを超え、0.6キロワット以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、内燃機関を有さないものをいい、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの(以下「超小型モビリティ」という。)であって、初年度登録されたもの
- (8) 前各号に掲げる設備等のうちエコカー及び電動アシスト自転車、超小型モビリティを除く設備(以下「HEMS補助対象機器」という。)の導入と同時に設置したHEMS(ホームエネルギーマネージメ

ントシステム)で、使用する電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」を図るとともにエネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムであると市長が認めるものであって、未使用のもの。ただし、ZEH国採択事業者が実施するZEH国補助金に該当する住宅に設置するHEMSは除く。

- (9) ZEHで、ZEH国採択事業者が実施するZEH国補助金の対象となっているもの
(補助金の交付対象者)

第4条 住宅用太陽光発電設備の導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住する(単身赴任のため一時的に居住しない場合であっても、配偶者又は生計を一にする子若しくは父母(以下これらの者を「家族」という。))が居住する場合を含む。以下同じ。)市内の住宅又は事業の用に供する市内の店舗、事務所等(以下「事務所等」という。)に住宅用太陽光発電設備を導入している個人又は法人若しくは事業者(個人事業者を含む。以下「法人等」という。)であること。ただし、法人等においては蓄電システムを設置し、非常時に広く市民に電源の供給を行うことができるものであること。
 - (2) 発電した電力について、電力会社との間で電力受給契約を締結していること。
 - (3) 市内の施工業者により当該発電設備を導入していること。
 - (4) 当該発電設備の導入が完了する日までに、当該住宅に自ら居住を始め、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳(以下「本市住民基本台帳」という。)に記録されていること。又は事務所等において事業を始めていること。ただし、家族が当該住宅に居住している場合にあっては、家族が本市住民基本台帳に記録されていること。
 - (5) 市税等を滞納していないこと。
- 2 エコカーの購入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 初年度登録をしたエコカーを自ら使用する目的で購入している個人又は法人等であること。ただし、法人等においてはリース車として使用するもの、タクシー及びバスを除くものとする。
 - (2) エコカー国採択事業者が実施する補助事業に平成23年4月1日(プラグインハイブリッド自動車にあっては、平成24年4月1日)以後に応募し、エコカー国採択事業者からエコカー国補助金の交付の確定通知書(以下「エコカー国補助金確定通知書」という。)を受領していること。
 - (3) エコカーを購入した日及び補助金の交付申請の日に、市内に居住し、本市住民基本台帳に記録されていること。
 - (4) 市税等を滞納していないこと。
- 3 電動アシスト自転車の購入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 電動アシスト自転車を自ら使用する目的で購入していること。
 - (2) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有していること。
 - (3) 電動アシスト自転車を平成23年4月1日以後に購入し、購入した日及び補助金の交付申請の日に、市内に居住し、本市住民基本台帳に記録されていること。
 - (4) 市税等を滞納していないこと。
- 4 家庭用燃料電池システムの導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 自ら居住する市内の住宅に家庭用燃料電池システムを導入していること。
 - (2) 燃料電池国採択事業者が実施する補助事業に平成25年4月1日以後に応募し、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金の交付の確定通知書(以下「燃料電池国補助金確定通知書」という。)を受領していること。
 - (3) 市内の施工業者により当該燃料電池システムを導入していること。
 - (4) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、本市住民基本台帳に記録されていること。ただし、家族が当該住宅に居住している場合にあっては、家族が本市住民基本台帳に記録されていること。
 - (5) 市税等を滞納していないこと。
- 5 電気自動車等充電設備の導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 市内に居住する個人又は事業所を有する法人等で、電気自動車等充電設備を導入していること。
 - (2) 充電設備国採択事業者が実施する補助事業に平成25年4月1日以後に応募し、充電設備国採択事業者から充電設備国補助金の交付の確定通知書(以下「充電設備国補助金確定通知書」という。)を受領していること。
 - (3) 市内の施工業者により当該充電設備を導入していること。

- (4) 法人等においては、非常時に広く市民に電源の供給を行うことができるものであること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- 6 蓄電システムの導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 自ら居住する市内の住宅又は事務所等に蓄電システムを導入している個人又は法人等であること。ただし、法人等においては太陽光発電設備を設置し、非常時に広く市民に電源の供給を行うことができるものであること。
 - (2) 市内の施工業者により当該蓄電システムを導入していること。
 - (3) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅に自ら居住を始め、本市住民基本台帳に記録されていること。又は事務所等において事業を始めていること。ただし、家族が当該住宅に居住している場合にあつては、家族が本市住民基本台帳に記録されていること。
 - (4) 市税等を滞納していないこと。
- 7 超小型モビリティの購入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 初年度登録をした超小型モビリティを自ら使用する目的で購入している個人又は法人等であること。ただし、法人等においてはリース車として使用するものを除く。
 - (2) 超小型モビリティを登録した日及び補助金の交付申請の日に、個人にあつては本市住民基本台帳に記録され、法人等にあつては事務所等を有していること。
 - (3) 市税等を滞納していないこと。
- 8 HEMSの導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 自ら居住する市内の住宅又は事務所等にHEMS補助対象機器を設置し、同時にHEMSを導入している個人又は法人等であること。
 - (2) 市内の施工業者により当該設備を導入していること。
 - (3) 市税等を滞納していないこと。
- 9 ZEHに係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 市内にZEHを新築若しくは購入し、又はZEHに改築した住宅(店舗との併用住宅を含む。以下同じ。)に自ら居住する個人であること。
 - (2) ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH国補助金確定通知書」という。)を受理していること。
 - (3) 市内の施工業者によりZEHを建築若しくは購入し、又はZEHに改築していること。
 - (4) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、本市住民基本台帳に記録されていること。ただし、家族が当該住宅に居住している場合にあつては、家族が本市住民基本台帳に記録されていること。
 - (5) 市税等を滞納していないこと。(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電設備 太陽電池モジュールの最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値)とパワーコンディショナーで出力する値のいずれか小さい方の値に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、限度額を15万円とする。
- (2) エコカー 1台につきエコカー国補助金の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、限度額を50万円とする。ただし、電気自動車等充電設備のうち、充電設備国採択事業者が実施する当該補助事業の対象となっていないもの(以下「国補助対象外充電設備」という。)をエコカーの購入にあわせて設置した場合は、1回限り5万円とする。
- (3) 電動アシスト自転車 電動アシスト自転車1台につき本体購入価格(消費税及び地方消費税を含み、別途に購入する部品等、本体以外のものに係る経費を除く。)の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、限度額を3万円とする。
- (4) 家庭用燃料電池システム 対象システム設置1件につき20万円とする。
- (5) 電気自動車等充電設備 充電設備国補助金額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、限度額を50万円とする。
- (6) 蓄電システム 蓄電池容量(単位はキロワットアワーとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値)に1キロワットアワー当たり3万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、限度額を30万円とする。
- (7) 超小型モビリティ 1台につき7万円とする。

- (8) HEMS HEMS設置を条件とし、HEMS補助対象機器の導入数に応じて1設備設置に3万円、2設備設置に5万円、3設備設置に10万円とする。
- (9) ZEH ZEH国補助金の額のうち、ZEHに係る補助金交付額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、限度額を35万円とする。)に、ZEHに併せて設置した蓄電システムに係る補助金交付額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、限度額を15万円とする。)を加えた額とする。

- 2 エコカー、電動アシスト自転車又は超小型モビリティの購入に係る補助金については、補助金交付対象者1人につき1台限りとする。ただし、法人等のエコカー又は超小型モビリティの購入に係る補助金については、1法人につき1年度当たり1台限りとする。
- (補助金の交付申請)

第6条 住宅用太陽光発電設備の導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、発電設備の設置工事に着手する前(あらかじめ太陽光発電設備が設置された住宅の購入については、住宅の引渡しを受け、かつ、電力会社との電力受給契約を締結した日以前)に、地球にやさしい環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書)
- (2) 設置工事前の現況が分かるカラー写真
- (3) 発電設備の出力が確認できる書類の写し
- (4) 発電設備の配置予定図面
- (5) 住民票の写し(法人等においては、所在地が確認できる書類等)
- (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (7) 第10条に定める調査等の実施に係る承諾書(様式第2号。以下「承諾書」という。)
- (8) 法人等においては、蓄電システム設置の確認ができる書類等及び非常時における電源供給の協力に係る申出書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 エコカーの購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、エコカー国採択事業者からエコカー国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) エコカー国採択事業者に提出した補助金交付申請書類一式の写し及びエコカー国補助金確定通知書の写し
- (2) 購入車両の写真(全体写真及び自動車登録番号又は車両番号が分かるもの)
- (3) 住民票の写し(法人等においては、所在地が確認できる書類等)
- (4) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (5) 承諾書
- (6) 国補助対象外充電設備の設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し(国補助対象外充電設備を設置した場合)
- (7) 設置工事前と工事後の現況が分かるカラー写真(国補助対象外充電設備を設置した場合)
- (8) 設置に係る経費の領収書の写し(国補助対象外充電設備を設置した場合)
- (9) 充電設備の内容が確認できる書類等(国補助対象外充電設備を設置した場合)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 電動アシスト自転車の購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、電動アシスト自転車を購入した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 電動アシスト自転車購入に係る領収書(購入日、申請者氏名、品名及び販売店名が記載されたもので、車両本体価格が記載されているもの)又はこれに代わる書類の写し
- (2) 品質保証書(購入日、販売店名及び車体番号が記載されているもの)の写し
- (3) 購入した電動アシスト自転車のTSマーク番号が分かるもの
- (4) 自動車の運転免許証の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (7) 承諾書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 4 家庭用燃料電池システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書)
 - (2) 燃料電池システムの設置状況が分かる写真(カラーで、燃料電池国採択事業者に提出した写真と同じもの)
 - (3) 燃料電池国採択事業者に提出した補助金交付申請書(兼完了報告書)の写し及び燃料電池国補助金確定通知書の写し
 - (4) 燃料電池システム設置費に係る領収書の写し(燃料電池国採択事業者に提出した写しと同じもの)
 - (5) 住民票の写し
 - (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (7) 承諾書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 電気自動車等充電設備の導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、充電設備国採択事業者から充電設備国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
 - (2) 充電設備の設置状況が分かる写真(カラーで、充電設備国採択事業者に提出した写真と同じもの)
 - (3) 充電設備国採択事業者に提出した補助金交付申請書(兼完了報告書)の写し及び充電設備国補助金確定通知書の写し
 - (4) 充電設備設置費に係る領収書の写し(充電設備国採択事業者に提出した写しと同じもの)
 - (5) 住民票の写し(法人等においては、所在地が確認できる書類等)
 - (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (7) 承諾書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 6 蓄電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は蓄電システム設置工事に着手する前(あらかじめ蓄電システムが設置された住宅等の購入については、住宅の引渡しを受ける日以前)に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書)
 - (2) 蓄電システムの設置工事前の状況が分かるカラー写真
 - (3) 蓄電池の蓄電容量が確認できる書類の写し
 - (4) 住民票の写し(法人等においては、所在地が確認できる書類等)
 - (5) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (6) 承諾書
 - (7) 法人等においては、太陽光発電設備の設置が確認できる書類等及び非常時における電源供給の協力に係る申出書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 7 超小型モビリティの購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、超小型モビリティを登録した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 超小型モビリティの標識交付証明書の写し
 - (2) 超小型モビリティの購入に係る領収書又はこれに代わる書類の写し
 - (3) 購入車両の写真(全体写真及び自動車登録番号又は車両番号が分かるもの)
 - (4) 住民票の写し(法人等においては、所在地が確認できる書類等)
 - (5) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (6) 承諾書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 8 HEMSの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、HEMSの設置工事に着手する前(あらかじめHEMSが設置された住宅等の購入については、住宅の引渡しを受ける日前)に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
 - (2) HEMS補助対象機器の設置が確認できる契約書等の写し
 - (3) HEMS設置工事前の現況が分かるカラー写真
 - (4) HEMSの設備内容が確認できる書類の写し
 - (5) 住民票の写し(法人等においては、所在地が確認できる書類等)
 - (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (7) 承諾書
 - (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 9 ZEHに係る補助金の交付を受けようとする者は、ZEH国採択事業者からZEH国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書の写し)
 - (2) ZEHの状況(全景)が分かるカラー写真
 - (3) ZEH国採択事業者に提出した実績報告書一式の写し及びZEH国補助金確定通知書の写し
 - (4) ZEHに係る領収書の写し
 - (5) 住民票の写し
 - (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (7) 承諾書
 - (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定の通知)
- 第7条 市長は、[前条](#)の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、地球にやさしい環境整備事業補助金交付決定通知書([様式第3号](#))により、補助金を交付しないことを決定した者に対しては、地球にやさしい環境整備事業補助金不交付決定通知書([様式第4号](#))により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
- (補助金の変更等)
- 第8条 [前条](#)の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)のうち、当該決定の通知を受けた後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする者は、地球にやさしい環境整備事業補助金変更等承認申請書([様式第5号](#))に指示する書類(以下「添付書類」という。)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することができる。
- 2 市長は、[前項](#)の補助金変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、地球にやさしい環境整備事業補助金交付額変更等決定通知書([様式第6号](#))により補助対象者に通知するものとする。
- (実績報告)
- 第9条 住宅用太陽光発電設備の補助対象者は、補助事業の完了(電力会社との受給開始)後、60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、地球にやさしい環境整備事業補助金実績報告書([様式第7号](#)。[この条](#)において「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 住宅用太陽光発電設備設置費に係る領収書の写し
 - (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
 - (3) 太陽電池モジュールの設置状況が分かるカラー写真
 - (4) 出力対比表の写し
 - (5) 住民票の写し(補助金交付申請時と実績報告時の住所が異なる場合に限る。)
 - (6) 市税等の滞納がない旨の証明書
 - (7) 法人等においては蓄電システムの設置状況が分かるカラー写真
 - (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 蓄電システム設備の補助対象者は、蓄電システムの設置に係る経費の領収日から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 蓄電システム設置費に係る領収書の写し
 - (2) 蓄電システムの設置状況が分かるカラー写真
 - (3) 蓄電システムの保証書等の写し

- (4) 住民票の写し(補助金交付申請時と実績報告時の住所が異なる場合に限る。)
- (5) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (6) 法人等においては太陽光発電設備の設置状況が分かるカラー写真
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 HEMS設備の補助対象者は、HEMSの設置に係る経費の領収日から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) HEMS設置費に係る領収書の写し
- (2) HEMSの設置状況が分かるカラー写真
- (3) HEMSの保証書等の写し
- (4) 住民票の写し(補助金交付申請時と実績報告時の住所が異なる場合に限る。)
- (5) 市税等の滞納がない旨の証明書
- (6) HEMS対象機器の設置状況が分かるカラー写真
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(調査等)
- 第10条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。
- (補助金の確定)
- 第11条 市長は、[第9条](#)の規定により実績報告を受けたときは、関係書類の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地球にやさしい環境整備事業補助金交付確定通知書([様式第8号](#))により速やかに補助対象者に通知するものとする。
- (補助金の交付の請求)
- 第12条 [第7条](#)の通知を受けた申請者(住宅用太陽光発電設備の申請者を除く。)は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。
- 2 [前条](#)の規定により通知を受けた補助対象者は、市長が別に指定する請求書に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (補助金被交付者の注意義務等)
- 第13条 [前条](#)の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金被交付者」という。)は、善良なる管理者の注意をもって補助対象設備等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (処分の制限)
- 第14条 補助金被交付者は、補助対象設備等の導入又は購入の日から起算して、[減価償却資産の耐用年数等に関する省令\(昭和40年大蔵省令第15号\)](#)に定める耐用年数を経過する日までの間において、補助対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書([様式第9号](#))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、[次項](#)の規定により市長に届け出た場合はこの限りでない。
- 2 補助金被交付者は、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により、補助対象設備等が破損し、又は滅失した場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (補助金の交付の決定の取消し又は返還)
- 第15条 市長は、補助金の交付対象者が[次の各号](#)のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) [前条第1項](#)に定める期間内に市長の承認を得ることなく補助対象設備等を処分したとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるほか[この告示](#)の規定に違反する行為をしたと認められるとき。
- 2 市長は、[前項](#)の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、地球にやさしい環境整備事業補助金交付取消決定通知書([様式第10号](#))により、当該補助金の交付対象者に通知するものとする。
- (協力)
- 第16条 市長は、補助金被交付者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 補助対象設備等の使用状況に係る資料の提供
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が協力依頼する資料等の提供
- 2 補助金被交付者は、[前項](#)の規定による協力依頼に応じるよう努めなければならない。

(成果)

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、地球温暖化対策の促進とする。

(見直しの期間)

第18条 条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第19条 条例第4条第2項第1号の効果は、補助対象設備等設置数及び購入数を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第176号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に交付を申請した者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月5日告示第607号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第151号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第132号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、経済産業省資源エネルギー庁において住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金に係る補助事業者として採択された事業者が実施する当該補助事業の対象となっている住宅用太陽光発電設備について交付を申請した者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日告示第203号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第179号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に交付を申請した者(ただし、蓄電池においては、経済産業省資源エネルギー庁において定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金に係る補助事業者として採択された事業者から蓄電池国補助金の交付の確定通知書を受理しているものとする。)については、なお従前の例による。

附 則(平成28年11月1日告示第609号)

この告示は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(平成29年3月27日告示第91号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に交付を申請した者については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

地球にやさしい環境整備事業補助金交付申請書

年度における薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象設備等の種類

住宅用太陽光発電設備 ・ エコカー ・ 電動アシスト自転車 ・ 家庭用燃料電池システム ・ 電気自動車等充電設備 ・ 蓄電システム ・ 超小型モビリティ ・ HEMS設置 ・ ZEH

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

承 諾 書

このたび、私が申請した薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金の交付に係わる審査、当該補助金の交付を受けた後の当該補助対象設備等の財産処分の状況の把握、その他当該補助金の事務手続のため、薩摩川内市が必要に応じて関係事業者に対して調査・照会を実施することを承諾します。

様式第3号(第7条関係)

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長

図

地球にやさしい環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金については、薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第4号(第7条関係)

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長

図

地球にやさしい環境整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった薩摩川内市地球にやさしい
環境整備事業補助金については、下記の理由により交付しないことを決定した
ので通知します。

[様式第5号\(第8条関係\)](#)

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

地球にやさしい環境整備事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で通知を受けた薩摩川内市地球に
やさしい環境整備事業補助金に関し、下記のとおり変更したいので、承認くだ
さるよう申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 添付書類

※ 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することが
できる。

様式第6号(第8条関係)

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長

図

地球にやさしい環境整備事業補助金交付額変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金に関する変更（補助事業の廃止）については、申請のとおり承認し、補助金の交付額を下記により変更することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

変更前 円

変更後 円

2 交付決定の条件等

[様式第7号\(第9条関係\)](#)

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑪
電話番号

地球にやさしい環境整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で通知を受けた薩摩川内市地球に
やさしい環境整備事業補助金について、補助事業が完了したので、下記のとおり添付書類を添えて報告します。

記

添付書類

様式第8号(第11条関係)

様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

薩摩川内市長

図

地球にやさしい環境整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額

円

[様式第9号\(第14条関係\)](#)

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

財産処分承認申請書

薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり財産処分承認を申請します。

記

1 交付決定通知の発出日等

2 処分の方法

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

※ その他については具体的な処分の方法を以下に記入

()

3 処分の時期

年 月 日から (年 月 日まで)

4 処分の理由

5 処分の条件(処分することによって収益があった場合は、その額を記入してください。)

[様式第10号\(第15条関係\)](#)

様式第10号(第15条関係)

第 年 月 日 号

様

薩摩川内市長

図

地球にやさしい環境整備事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金については、下記理由により、薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき交付を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 理 由

2 交 付 決 定 額 金 円

3 交付決定取消額 金 円

補助金交付先一覧

平成30年度

【単位:円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	住宅用太陽光発電設備	21,141,000			21,141,000	21,141,000			21,141,000	設備導入(139件)
2	プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車	4,547,000			4,547,000	4,547,000			4,547,000	新車購入(29件)
3	電動アシスト自転車	1,635,000			1,635,000	1,635,000			1,635,000	新車購入(55件)
4	家庭用燃料電池システム	400,000			400,000	400,000			400,000	設備導入(2件)
5	電気自動車等充電設備	0			0	0			0	設備導入(0件)
6	蓄電システム	32,625,000			32,625,000	32,625,000			32,625,000	設備導入(74件)
7	HEMS	2,550,000			2,550,000	2,550,000			2,550,000	設備導入(81件)
8	超小型モビリティ	0			0	0			0	新車購入(0件)
9	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)									平成30年度から対象(拡充)
10					0				0	
合計		62,898,000	0	0	62,898,000	62,898,000	0	0	62,898,000	